

令和7年3月24日 佐藤

～ 先進自治体として、さらに効率的にファシリティマネジメントを推進します！ ～

## 「公共施設の包括管理」23区初 となる取組みを4月から運用開始

区では、公共施設等を効果的・効率的に有効活用し、その効果を最大化するため、公共施設等マネジメントの取組みを、全国に先駆けて取り組んできました。令和5年度には、公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会が主催する「第18回日本ファシリティマネジメント大賞（JFMA賞）」において、優れた成果を上げている活動に送られる「優秀ファシリティマネジメント賞」を受賞したところです。

令和7年4月からは、23区初となる取組みとして、「公共施設の包括管理」をいよいよスタートします。これは、複数の公共施設における建物の維持管理にかかる保守点検や、建築基準法12条点検、各課が実施する簡易修繕（小破修繕）など、施設管理業務をまとめて1つの「包括管理事業者」と契約の上、保守点検や簡易修繕を実施することにより、公共施設の長寿命化、利用者の満足度向上を図るものです。

これまでは施設所管課ごとに管理する事業者と契約し、個別に保守点検や簡易修繕を行ってきましたが、包括管理の導入により、さらに効率的に施設管理業務を進めることができるようになります。

今後もさらに効率的で効果的な施設管理をめざしてファシリティマネジメントの取組みを進めていきます。ぜひご注目ください。

### 《概要》公共施設の包括管理

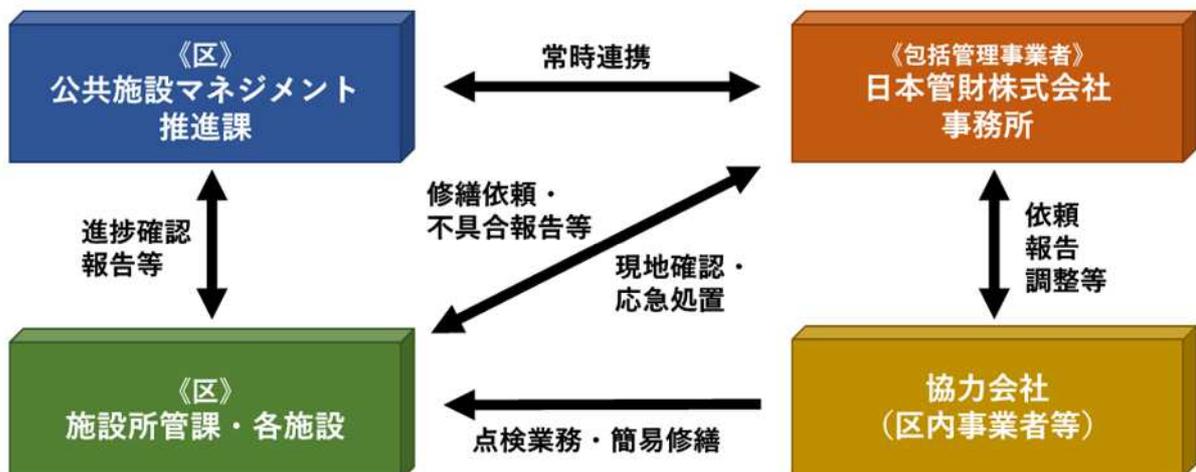
#### ▶ 包括管理の業務内容

- ・各課が契約する「建物の維持管理」に係る保守点検（消防点検、自家用電気工作物点検など）
- ・各課が実施する簡易修繕（小破修繕）
- ・公共施設マネジメント推進課が契約する建築基準法12条点検

#### ▶ 包括管理事業者（日本管財株式会社）

区から委託を受け、保守点検や簡易修繕を複数の協力会社に依頼、調整などを行う。協力会社は、従来区が発注していた事業者を想定している。

#### ▶ 事業イメージ



《問合せ》ファシリティマネジメント担当 公共施設マネジメント推進課 Tel 03-5608-6286

※ お問い合わせは午後5時までをお願いします。（広報広聴担当 Tel 03-5608-6220）